

令和2年度 第3回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和3年2月16日(火) 9時40分～11時30分
場所	精華町役場 5階 501・502会議室
出席委員	委員長 大植 辰治(副町長) 副委員長 西島 博一(事業部長) 委員 岩橋 威夫(総務部長)、田中 真人(住民部長)、 岩前 良幸(健康福祉環境部長)、山口 治(事業部次長)、 浦本 佳行(教育部長)、内田 昌輝(消防長)、 木村 健司(上下水道部長)
議事概要	1. 開会 2. 議事 1) 抽出案件の検証について 2) 次回抽出委員の選出(岩前委員を選出) 3. その他 4. 閉会
検証対象案件	令和2年10月1日～令和2年12月31日に契約締結された予定価格 130万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の建設工事に関する業 務
抽出案件一覧	【①令和2年度 祝園第2自転車駐車場防犯カメラ設置事業(危機管理 室)】 【②令和2年度 雨水人孔修繕(建設課)】 【③令和2年度 公園等照明灯維持修繕工事(建設課)】 【④令和2年度 狛田駅東特定土地区画整理事業 除草業務委託(その2) (都市整備課)】 【⑤精華町立精北・山田荘小学校ブランコ境界柵設置工事(学校教育課)】 【⑥むくのきセンター各種スポット型感知器等取替修繕(生涯学習課)】
検証件数	6件(随意契約6件) ※対象件数6件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事	●検証案件	
	①令和2年度 祝園第2自転車駐車場防犯カメラ設置事業	
	意見・質問	回答等
	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の設計にあたり参考見積は取ったのか。 ・どのように予定価格を設定したのか。 ・業者選定理由の当該現場及び電気工事に精通している。の「精通」の基準はあるのか。 ・明確な地域要件の基準はあるのか。 ・業者選定理由については、今後明確にすること。 	<p>参考見積は取っていません。</p> <p>過去の工事から設置実績及び物価調査を加味して、算出しました。</p> <p>過去に同様の電気工事をしており、現場周辺地域の事業者です。</p> <p>明確な基準はないです。</p>
②令和2年度 雨水人孔修繕		
意見・質問	回答等	
<ul style="list-style-type: none"> ・根拠法令は施行令第1号適用としているが、性質的には第5号適用なのか。 ・河川等緊急対応維持修繕工事を受注している事業者で雨水人孔修繕を対応するのか。 ・緊急性の理由により1者と随意契約するならば、業者選定理由を明確にして、工事内容が緊急性のあるものか判断すること。 	<p>地方財務実務提要により第1号の金額の範囲内であり、第1号適用としていますが、性質的には第5号の緊急の案件です。</p> <p>緊急かつ修繕体制を確保できていることから、河川等緊急対応維持修繕工事を契約している事業者を選定しました。</p>	

③令和2年度 公園等照明灯維持修繕工事

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間の見積金額に差があるが、予定価格の算定基準は事業者も知っているのか。 ・業者選定理由は。 	<p>土木積算基準は公表されていますので、事業者も積算することは可能です。</p> <p>電気工事の資格を持つ事業者のうち、電気工事を主体にしている事業者を選定しました。</p>

④令和2年度 狛田駅東特定土地区画整理事業 除草業務委託（その2）

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・施行令第3号の適用は除草業務委託ぐらいか。 	<p>東西連絡通路の清掃、道路パトロール等の役務関係もあります。</p>

⑤精華町立精北・山田荘小学校ブランコ境界柵設置工事

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格はどのように積算したのか。 	<p>カタログで定価を確認して積算しました。</p>

⑥むくのきセンター各種スポット型感知器等取替修繕

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定はどのようにしたのか。 ・一度に50箇所も機器の修繕が必要になることがあるのか。 	<p>電気工事で登録している町内の事業者を選定しました。</p> <p>年2回定期検査を実施しており、300箇所ある中の50箇所が修繕の必要な箇所でした。</p>